

# 韓国知的財産ニュース 2022年1月後期

(No. 455)

発行年月日：2022年2月7日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<https://www.jetro.go.jp/korea-ip>

## ★★★目次★★★

このニュースは、1月16日から31日までの韓国知的財産ニュースなどをまとめたものです。

### 法律、制度関連

- 1-1 デザイン保護法施行規則の一部改正令案の立法予告  
(特許庁公告第2022-20号)
- 1-2 発明振興法の一部改正法律案(議案番号：2114550)
- 1-3 知識財産基本法の一部改正法律案(議案番号：2114593)
- 1-4 「産業財産権審判費用額の決定に関する告示」の改正、  
1月25日に施行

### 関係機関の動き

- 2-1 チュ・ヨンシク新任特許審判院長を任命
- 2-2 韓国特許庁、「非代替性トークン(NFT)含む知的財産」の青写真描く
- 2-3 韓・サウジ、知的財産協力パートナーシップ協定を締結
- 2-4 3月31日まで「2022生活発明코리아」のアイデアを受け付ける
- 2-5 イ・ウォンボク教授の知的財産漫画、動画に生まれ変わる!
- 2-6 電気自動車充電インフラ分野IP協議体の懇談会を開催
- 2-7 「2022年非対面分野創業企業(スタートアップ)育成事業」の  
創業企業募集公告(1.27~2.25)
- 2-8 「チャレンジ!Kスタートアップ2022」参加者募集統合公告(1.28)
- 2-9 韓国特許庁、「全国民アイデアコンテスト」を開催

### 模倣品関連および知的財産権紛争

※今号はありません。

### デザイン(意匠)、商標動向

※今号はありません。

## その他一般

- 5-1 物流ロボット関連特許出願ここ5年間年平均29%増加

### 法律、制度関連

#### 1-1 デザイン保護法施行規則の一部改正令案の立法予告(特許庁公告第2022-20号)

電子官報 (2022. 1. 21.)

特許庁公告第2022-20号

デザイン保護法施行規則の一部改正令案を立法予告するに当たり、その理由と主要内容を国民に予め知らせ、それに対する意見を聞くために、「行政手続法」第41条に基づいて次のとおり公告します。

2022年1月21日

特許庁長

デザイン保護法施行規則の一部改正令案の立法予告

#### 1. 改正理由

登録料未納によって権利が消滅する際、その回復要件を「その責めに帰することができない理由」から「正当な理由」に緩和するデザイン保護法（法律第18500号、2021年10月19日公布、2022年4月20日施行）が改正されたことに伴い、変更事項を反映しようとするものである。

#### 2. 主要内容

デザイン登録出願・デザイン権の回復要件変更事項を反映（案第64条）

「その責めに帰することができない理由」と記載された条文を「正当な理由」に変更してデザイン登録出願人等に対する救済範囲を拡大

#### 3. 意見提出

デザイン保護法施行規則の一部改正令案について意見がある団体又は個人は、2022年3月3日木曜日までに統合立法予告システム（<http://opinion.lawmaking.go.kr>）を通じてオンラインで意見を提出するか、次の事項を記載した意見書を特許庁長（参照：デザイン審査政策課長）に提出してください。なお、一部改正令案全文の確認をご希望の方は、特許

庁ウェブサイト (<http://www.kipo.go.kr> 冊子/統計→法令及び条約→立法予告) をご参照ください。

イ. 立法予告事項に対する項目別意見 (賛否とその理由)

ロ. 姓名 (法人、団体の場合はその名称と代表者名)、住所及び電話番号

ハ. その他参考事項

※送り先

特許庁デザイン審査政策課 : 大田広域市西区庁舎路189 (屯山洞) 政府大田庁舎4棟1305号 (〒35208)

電話 : (042) 481-8602、Fax : (042) 472-3468

電子郵便 : [juris72@korea.kr](mailto:juris72@korea.kr)

## 1 - 2 発明振興法の一部改正法律案 (議案番号 : 2114550)

議案情報システム (2022. 1. 25.)

議案番号 : 2114550

提案日 : 2022年1月25日

提案者 : ク・ジャグン議員外9人

### 提案理由

知的財産の価値評価は、知的財産の経済的価値を評価することとして、知的財産基盤のイノベーション成長の持続に不可欠であり、企業の借り入れ・保証・投資等の資金調達、事業化・取引及び侵害訴訟の損害賠償額算定等、多様な用途に活用されているため、価値評価の重要性が増している。

しかし、現行の発明振興法は、知的財産の価値評価に対するモニタリング・管理システムがないため、全般的な管理体系等を構築することで信頼性を高めることが至急の状態である。

したがって、発明の評価機関が評価を行う際に順守すべき基準及び手法を開発して普及し、銀行・裁判所等が依頼して行った知的財産の価値評価資料を評価管理センターに登録することを義務付け、評価結果書に対する妥当性調査、標本調査等を通じて価値評価に対する品質を管理しようとするものである。

### 主要内容

イ. 発明等の評価の定義規程を新設 (案第2条第11号)

「発明等の評価」を国内又は海外に出願中であるか、登録された発明、「商標法」第2条第1号による商標、「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律」第2条第2号による営業秘密及び「半導体集積回路の配置設計に関する法律」第2条第2号による配置設計に対

する現在又は将来の経済的価値を価額・等級又は点数等で表示するものと定義する。

- ロ. 発明の評価機関の指定要件及び事業範囲等の規程を整備（案第28条）
- 1) 発明等の評価を専門的に遂行する機関を発明の評価機関として指定するように規定する（案第28条第1項）。
  - 2) 発明の評価機関として指定を希望する者は、評価専門人材、評価組織及び施設を備えるよう明確に規定する（案第28条第2項）。
  - 3) 発明等の評価を受けようとする者が発明の評価機関に評価を依頼すれば、評価を依頼された評価機関は遅滞なく評価結果書を発行するように規定する（案第28条第3項及び第4項）。
  - 4) 発明の評価機関の遂行事業を発明等の評価、発明等の評価に対する需要の調査及び分析等と具体的に規定する（案第28条第5項）。
- ハ. 発明等の評価の公正性と合理性を保障するために、発明等の評価を遂行する際に評価機関が順守すべき評価基準及び手法を開発して普及する（案第31条の2新設）。
- ニ. 評価結果書が発行された後、職権により又は利害関係人の要請がある場合、評価に対する妥当性調査を調査することができ、その場合、評価を依頼した者及び妥当性調査を要請した者に意見陳述の機会を提供し、国、地方自治体等からの要請がある場合、妥当性調査の結果を提供することができ、発明等の評価に関する制度を改善するために評価結果書に対する標本調査を実施できるように規定する（案第31条の3新設）。
- ホ. 評価機関が遂行した発明等の評価の結果及び関連資料を効率的に管理するために、情報統合体系を構築・運営できるようにする（案第31条の4新設）。
- ヘ. 発明等の評価に対する調査・管理等、評価の信頼性を高めるための業務を体系的に推進するために、評価管理センターを設置できるようにする（案第31条の5新設）。
- ト. 発明の評価機関が発明等の評価を歪曲する行為を禁止し、違反の際は処罰する（案第31条の6、第58条第1項第2号新設）。
- チ. 発明の評価機関及び所属従業員、情報統合体系に関する業務を遂行した者に対して業務上知り得た秘密を漏洩するか、又は盗用する行為を禁止し、違反の際は処罰する（案第31条の7、第58条第2項新設）。

法律第 号

### 発明振興法の一部改正法律案

発明振興法の一部を次のように改正する。

第2条に第11号を次のように新設する。

11. 「発明等の評価」とは、次の各目に対する現在又は将来の経済的価値を価額・等級又は点数等で表示するものをいう。

- イ. 国内又は海外に出願中であるか、登録された発明及び「商標法」第2条第1号による商標（以下「商標」という。）
- ロ. 「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律」第2条第2号による営業秘密（以下「営業秘密」という。）
- ハ. 「半導体集積回路の配置設計に関する法律」第2条第2号による配置設計（以下「配置設計」という。）

第28条第1項中「産業財産権として登録された発明の迅速な事業化が必要であると認められれば、その発明の評価のために関係行政機関の長と協議して国公立研究機関、政府出捐研究機関、民間研究機関又は基術性・事業性」を「発明等の」に改め、同条第2項中「専門人材」を「評価専門人材、評価組織」に改め、同条第3項中「発明を事業化しようとする」を「発明等の評価を受けようとする」に改め、「対して発明の技術性と事業性に関する評価を要請」を「発明等の評価を依頼」に改め、同条第4項中「要請を」を「依頼を」に、「発明を先に分析・評価し、その結果を遅滞なく通知」を「第31条の2による評価基準を順守して評価しなければならず、評価を実施した後、評価を依頼した者に遅滞なくその評価結果書（「電子文書及び電子取引基本法」第2条に基づく電子文書になっている評価結果書を含む。）を発行」に改め、同条第5項及び第6項をそれぞれ第6項及び第7項に改め、同条に第5項を次のように新設し、同条第6項（従前の第5項）第1号を次のようにする。

⑤第1項に基づく評価機関は、次の各号の事業を行う。

1. 発明等の評価
2. 発明等の評価に対する需要の調査及び分析
3. 発明等の評価に対する情報の収集・分析・流通及び関連情報網の構築
4. 発明等の評価に対する情報の共同活用及び拡散
1. 評価の対象及び範囲

第31条の2から第31条の7までをそれぞれ次のように新設する。

第31条の2（発明等の評価基準）①特許庁長は発明等の評価の公正性と合理性を保障するために、発明等の評価を遂行する際に評価機関が順守すべき評価基準及び手法を開発して普及しなければならない。

②第1項による評価基準及び手法の内容、範囲、その他必要事項は大統領令で定める。

第31条の3（発明等の評価に対する調査）①特許庁長は第28条第4項による評価結果書が発行された後、職権により又は利害関係人の要請がある場合、当該評価が第31条の2第1項による基準及び手法に従って妥当に行われたかを調査（以下「妥当性調査」という。）することができる。

②第1項による妥当性調査を行う場合は、当該評価機関、当該発明等の評価を依頼した者及び妥当性調査を要請した者に意見陳述の機会を与えなければならない。

③第1項及び第2項に基づく妥当性調査の手続き等に関して必要な事項は大統領令で定める。

④特許庁長は国、地方自治体、「公共機関の運営に関する法律」に基づく公共機関又はその他大統領令で定める公共団体の要請がある場合、第1項による妥当性調査の結果を提供することができる。

⑤特許庁長は発明等の評価に関する制度を改善するために、大統領令で定めるとおりに第28条第4項による評価結果書に対する標本調査を実施することができる。

第31条の4（情報統合体系の構築・運営）①特許庁長は評価機関が遂行する発明等の評価の結果及びそれに関連する資料を効率的に管理するために、情報統合体系を構築・運営することができる。

②評価機関は第28条第4項による評価結果書を情報統合体系に登録しなければならない。ただし、個人情報保護等、大統領令で定める正当な事由がある場合は、この限りでない。

③評価機関は、第28条第4項による評価結果書を発行する際、当該評価を依頼した者に情報統合体系への登録に対する事実を通知しなければならない。

④特許庁長は情報統合体系の構築・運営のために必要な場合、関係機関に資料の提出を要請することができる。この場合、資料の提出を要請された機関は、特別の理由がなければその要請に従わなければならない。

⑤特許庁長は情報統合体系を運営するためのデータベースの構築・運用を専門機関に委託することができる。

⑥その他情報統合体系の構築及び運営に関して必要な事項は大統領令で定める。

第31条の5（評価管理センター）①特許庁長は発明等の評価に対する調査・管理等の評価の信頼性を高めるための業務を体系的に推進するために、評価管理センターを設置する。

②評価管理センターは、次の各号の業務を行う。

1. 発明等の評価に関連する研究・教育及び広報
2. 第31条の2による評価基準及び手法の開発・普及の支援
3. 第31条の3による妥当性調査及び標本調査の支援
4. 第31条の4による情報統合体系の構築・運営の支援
5. 第1号から第4号までの業務に付随する業務

③政府は予算の範囲で評価管理センターの運営に必要な費用を支援することができる。

④評価管理センターの構成、運営、業務遂行等に関して必要な事項は大統領令で定める。

第31条の6（発明等の評価結果の誘導・要求の禁止）①誰でも評価機関やその所属従業員に発明等の評価を特定の結論に誘導又は要求する行為をしてはならない。

②評価機関やその所属従業員は第1項で定める誘導又は要求に従ってはならない。

第31条の7（発明等の評価関連秘密保持等）①評価機関及びその所属従業員又は評価機関であったか、その所属従業員であった者は、業務上知り得た秘密を漏洩するか、又は盗用してはならない。ただし、この法又は他の法令に特別の定のある場合は、この限りで

ない。

②情報統合体系に関する業務を遂行しているか、又は遂行していた者は、情報統合体系に保管・管理された情報を漏洩するか、又は盗用してはならない。ただし、この法又は他の法令に特別の定めのある場合は、この限りでない。

第58条第1項中「第19条に違反して不正な利益を得るか、又は使用者等に損害を加える目的で職務発明の内容を公開した者に対しては」を「次の各号のいずれかに該当する者は」に改め、同項に第1号及び第2号をそれぞれ次のように新設し、同条第2項を第3項とし、同条に第2項を次のように新設し、同条第3項（従前の第2項）中「第1項」を「第1項第1号」に改める。

1. 第19条に違反して不正な利益を得るか、又は使用者等に損害を加える目的で職務発明の内容を公開した者
2. 第31条の6に違反した者

②第31条の7に違反した者は、1年以下の懲役又は1,000万ウォン以下の罰金に処する。

## 附 則

この法律は、公布後6ヶ月が経過した日から施行する。

1－3 知識財産基本法の一部改正法律案（議案番号：2114593）

議案情報システム（2022.1.27.）

議案番号：2114593

提案日：2022年1月27日

提案者：イ・ウォヌク議員外12人

### 提案理由及び主要内容

知識財産基本法を通じて知的財産に関する政策が統一され、一貫した原則に基づいて推進されるようにし、韓国社会において知的財産の価値が最大限に発揮される社会的環境と制度的基盤を構築するために、知的財産関連非営利法人・団体を育成して政府政策を支援する一方、民間の主導的参加を誘導して調和と協力に基づいた関連産業の発展促進及び知的財産の国家競争力の強化を牽引しようとする。

したがって、知的財産の振興と学術活動の遂行や支援の目的で政府が非営利法人・団体を育成できるようにしようとするものである（案第35条の2）。

法律第 号

## 知識財産基本法の一部改正法律案

知識財産基本法の一部を次のように改正する。

第35条の2を次のように新設する。

第35条の2（知的財産関連非営利法人・団体の育成）①政府は知的財産の振興と学術活動の遂行や支援の目的で設立された非営利法人・団体を育成しなければならない。

②政府は第1項の法人・団体が事業を推進する上で必要な経費の全部又は一部を出捐するか、補助することができる。

③第1項による育成対象法人・団体は大統領令で定める。

## 附 則

この法律は、公布の日から施行する。

1-4 「産業財産権審判費用額の決定に関する告示」の改正、1月25日に施

韓国特許庁（2022.1.25.）

審判中、不公正行為をした者は審判費用の最大30倍を支払う

韓国特許庁は、審判費用負担の実効性を高め、不公正行為を事前に防ぐための「産業財産権審判費用額の決定に関する告示」が施行されると1月25日火曜日に発表した。

改正内容は次のとおりである。虚偽や不正行為により取得した権利で審決を受けるか、又は審理中、不正行為をした事実が発見された場合、故意・重過失により証拠等を出さず、裁判所で遅れて出して勝訴した場合を不公正行為とみなす。不公正行為をした者は勝敗に関係なく審判費用（※）を負担しなければならない。相手が審判に使った費用のすべてを支払わなければならない。

※①審判請求料、②代理人報酬、③請求書、その他書類及び図面の作成料など

審判費用は審判に負けた者が支払うのが原則であるため、当該当事者が不公正行為によって審判に負けたにもかかわらず、審判費用まで支払わなければならない問題があり、これを改善したわけである。

また、改正案には、不公正行為者が審判費用を負担する場合、相手方は代理人報酬を実際の選任費用（最大740万ウォン）まで請求（※）することが含まれている。代理人報酬は審判請求料（数十万ウォン）内で請求（※）することしかできないため、従来は不公正行



為をされた当事者が数百万ウォンの代理人選任費用を払っても審判費用として補填してもらえないという問題があった。

※「産業財産権審判費用額の決定に関する告示」第9条第2号。審判の代理を行った弁理士に当事者が支給したか、又は支給する報酬は、審判又は再審の請求料範囲以内で報酬契約により当事者が支給する金額とする。

今回の改正により、不正、故意・重過失など、審判中に不公正行為をした者が審判費用を実費で支払うよう費用負担を現実化することで、誠実かつ公正な審判を促す効果があるものと期待される。

特許庁の特許審判院長は「正確かつ公正な審判のためには、何よりも審判中の不公正行為を根絶しようとする努力が必要だ」とし、「改ざんされたデータや虚偽の主張で審理を阻害する行為に対しては、法改正の検討など、積極行政で断固対処する」と述べた。

## 関係機関の動き

### 2-1 チュ・ヨンシク新任特許審判院長を任命

韓国特許庁（2022.1.18.）

特許審査・審判分野の勤務経験を活かして充実した発展を期待する

韓国特許庁の特許審判院長にチュ・ヨンシク（朱永植・56）特許審判院首席審判長が1月17日月曜日に任命された。

新任のチュ・ヨンシク院長は1992年第28回技術考試に合格した後、公報処を経て特許審判院訴訟遂行官、特許法院技術審理官、特許審判院審判官、特許庁化学素材審査課長、精密化学審査課長、応用素材審査課長、特許審判院首席審判長などを歴任し、多様な特許審査・審判関連要職を務めた。

チュ院長は審査官・審査課長として審査の実務経験を積み、特許審判院審判官・首席審判長を務めている間、約4,800件の審判事件を処理した特許審判分野の屈指の専門家である。そのため、特許審判の専門性をベースに特許審判院を充実に運営する適任者と評価されている。

また、特許審判院訴訟遂行官および特許法院技術審理官として長年にわたり特許庁を代表して特許訴訟に参加するなど、特許審査・審判および訴訟すべてを網羅する広博な知識

と経験を兼ね備えている。職員と隔意なくコミュニケーションする業務スタイルで、職員の個性と能力を尊重し、配慮する上司として認められている。

## 2-2 韓国特許庁、「非代替性トークン（NFT）含む知的財産」の青写真描く

韓国特許庁（2022.1.18.）

非代替性トークン専門家協議等を通じて関連知的財産政策の総合分析を推進  
特許庁はすでに10年以上前から非代替性トークン概念を活用して「営業秘密原本証明サービス」実施  
特許権・商標権などに代替付与、発明者研究ノートに非代替性トークンの適用などを議論

非代替性トークン※（Non-Fungible Token、NFT）が主流である。非代替性トークンは、英国コリンズ辞典で2021年今年の単語に選ばれ、美術家ビーブルのデジタル美術非代替性トークン作品『エブリーデイズ：最初の5000日』は、ニューヨーククリスティーズ競売で、約780億ウォンで取引された。最近、非代替性トークン市場は従来の芸術・ゲーム産業を超えて、新事業、基盤産業などの多様な領域（※※）に広がっている。

※デジタル環境での画像・商標などのデジタル資産の所有権を証明する一種の「デジタル証明書」であり、制限なく複製可能なデジタル資産に固有性と希少性の価値を与え、オンライン上の生成と取引が容易な特徴がある

※※（韓国）非代替性トークンで正規品を保証するオンラインブランド品流通サービス、（日本）非代替性トークンを活用した不動産・自動車取引履歴システムなど

フランスの高級ブランドH社の「バーキン」を非代替性トークン化した非代替性トークンブランド「メタバーキン」が昨年計上した収益は約10億ウォンで、バーキンの非代替性トークン1個当たり最大1億ウォンで取引されるなど、大きな人気を集めた。しかし、H社は当該製品の非代替性トークン化に同意したことがないとし、「メタバーキン」に対して商標権および著作権侵害を主張したことがある。

世界1位のスポーツブランドN社は昨年、仮想スニーカーの販売開始7分で約37億ウォンの収益を上げた仮想スニーカーブランドR社を買収した。一方、N社はスニーカーの情報を非代替性トークンとして提供する方法などに関する特許を出願して昨年6月に登録された。このような非代替性トークンを通じて消費者は実体スニーカーの所有権を追跡し、正規品であるかどうかを確認できる。

韓国特許庁は非代替性トークンと韓国の知的財産政策を融合するために、知的財産の視点から非代替性トークンを考える議論の第一歩を今年1月に踏み出す。特許庁はすでに知的財産制度に非代替性トークンの特性を活用してきたと見ることができる。2010年か

ら提供している「営業秘密原本証明サービス（※）」がまさにそれに当たるが、企業の営業秘密に関する資料が固有の情報であることを電子的に認証するという点で、一種の「非代替性トークン活用サービス」といえる。

※営業秘密が盛り込まれた電子文書から抽出した固有の識別値を登録することにより、紛争発生時に営業秘密の保有事実、保有時点を証明できる制度

ここからさらに一歩進み、特許庁は「非代替性トークン-知的財産専門家協議体（仮称）」の発足とともに政策研究受託を開始して、知的財産権の観点から非代替性トークンを徹底的に分析し、活用案を模索する計画である。

「非代替性トークン-知的財産専門家協議体」は、非代替性トークン関連企業などの産業界をはじめ、学界、法曹界の最高民間専門家を委員として構成され、非代替性トークンが特許・商標・デザイン・営業秘密などの知的財産全般に及ぼす影響を分析し、さまざまな争点を見出す予定である。

具体的には、特許権、商標権などに非代替性トークンを適用して知的財産の取引を活性化し、発明・創作過程が盛り込まれた研究ノートなどに非代替性トークンを付与することで発明履歴などの固有性を証明する方法など、知的財産の観点から非代替性トークンの活用案を模索しようとする。加えて、非代替性トークンを活用することで、メタバースで新たに発生し得る商標、デザイン、パブリシティ権の侵害に対する規定を整備するなど、既制度の改善事項についても議論する予定である。さらに、協議体と並行する政策研究受託を通じて、一層深い非代替性トークンの分析および検討を始める計画である。研究結果に基づいて、今後、非代替性トークン市場に新しい道しるべを提示する知的財産政策樹立の基礎資料が作られるものと期待される。

特許庁の特許審査企画局長は「最近、非代替性トークン市場が知的財産の領域に急速に拡大され、非代替性トークンに関する知的財産政策の定立が極めて重要な時点である」とし、「特許庁はデジタル資産をより柔軟に保護する知的財産政策を設けるために、多様な専門家の意見を十分に受け入れ、綿密な研究を経て、知的財産全般に対する非代替性トークンの活用案を先行的かつ主導的に検討していきたい」と述べた。

### 2-3 韓・サウジ、知的財産協力パートナーシップ協定を締結

韓国特許庁（2022.1.19.）

2年間5つの分野35の課題を推進するために、韓国国内知的財産専門家11人を派遣する

韓国特許庁は、文在寅大統領のサウジアラビア（以下「サウジ」）訪問をきっかけに、現地時間 1 月 17 日午後 3 時に開催された韓・サウジ特許庁長会議（サウジ知的財産庁長 Abdulaziz Muhammad AlSwailem）で「戦略的パートナーシップ強化のための協定書」に署名し、現地時間 1 月 18 日、文在寅大統領と両国の企業が参加した「韓・サウジスマート革新成長公開フォーラム」で協定書を交換した。

2019 年から推進されてきた第 1 期韓・サウジ協力を成功裏に完了し、新しい協力の開始を約束する今回の協定書が文在寅大統領のサウジ訪問に合わせて締結されたことにより、両国間の知的財産分野における協力に一層弾みが付く見込みである。

両国間の知的財産分野における協力は 2019 年 6 月、サウジのムハンマド・ビン・サルマン王太子が韓国を訪問した際、韓国特許庁とサウジ知的財産庁が両国首脳の臨席下で 4 大分野における協力契約（※）を締結したことにより本格化した。

※①知的財産戦略樹立、②知的財産情報化システム、③審査官能力強化、④知的財産苦情相談センターの運営

これにより、韓国特許庁は計 19 人（累積）の官民知的財産専門家をサウジ知的財産庁に派遣してサウジ現地の実情に合わせた国家知的財産戦略を樹立し、特許・商標の審査官が高品質の審査を実施できるよう 1：1 個別型教育を提供し、知的財産分野の法律整備および情報化システム構築のロードマップを作成するなど、行政システムを改善させた。

今回締結された協定書は、これまでの成果を基に知的財産エコシステムの構築、特許審査、国家知的財産戦略、知的財産教育、知的財産の情報化など、両庁が重点的に推進すべき 5 つの分野 35 の課題（project）を具体的に明示し、協定書の効果的な履行のために、韓国の知的財産専門家 11 人を 2 年間派遣するという内容も盛り込んでいる。

特に、今回の協定書に新たに追加された知的財産教育プログラムは、小・中・高校生のための発明教室の運営、大学・企業・研究機関向けのオーダーメイド型知的財産教育カリキュラムの作成を主な内容としていて、クリエイティブな人材の育成や知的財産尊重文化の普及に貢献するものと期待される。

特許庁長は「今回の協定書の締結は、2019 年から始まった第 1 期韓・サウジ知的財産分野における協力に対し、サウジ政府がその成果を高く評価し、中東と北アフリカ（MENA（※））地域の知的財産ハブになるという自国の青写真を実現するために、韓国を戦略的パートナーとして再度選択したことを意味する」とし、「開庁（1977 年 3 月 12 日）以来 50 年にも及ばない短い期間に、知的財産分野先進 5 大特許庁（IP5（※※））の一員に成

長した韓国特許庁の経験とノウハウをより多くの国々に伝えることで、世界的に知的財産韓流ブームを続けていきたい」と述べた。

※MENA : Middle East and North Africa

※※韓国を含め、米国・日本・中国・欧州の特許庁で構成される特許審査の協力および制度改善などを議論するための協力体

#### 2-4 3月31日まで「2022生活発明코리아」のアイデアを受け付ける

韓国特許庁 (2022. 1. 20.)

今年の女性生活発明最高のアイデアを探せ！

韓国特許庁は、女性の生活発明アイデアを発掘して支援する「2022生活発明코리아」のアイデアに対する受付を1月20日から3月31日まで行う。

「生活発明코리아」は、女性の生活上の不便を解消し、新たな価値を創り出すアイデアを発掘して試作品の製作、事業化相談 (consulting) などを支援するために設けられた。参加部門は2つあり、まだ特許・実用新案・デザインを出願していないアイデアは部門1に、出願はしたものの製品化していないアイデアは部門2に申し込めばよい。受け付けられたアイデアに対して書類審査、先行技術調査、面接審査を行い、商品性と市場性の高いアイデアを支援対象として選定する。支援対象に選定されれば、専門家の指導 (mentoring)、試作品の製作、知的財産権の出願、事業化相談 (consulting) などが提供される。

大韓民国の女性なら誰でもウェブサイト ([www.womanidea.net](http://www.womanidea.net)) を通じてアイデアを申し込むことができる。受け付けられたアイデアに対し、国民参加による審査と専門家による審査を行って大統領賞などの政府授賞を授与し、計1,250万ウォンの発明奨励金を支給する。

特許庁の産業財産政策局長は「最近、女性の社会参加の拡大とともに特許出願も増加している」とし、「生活発明코리아」を通じて女性の生活上の不便を解消するアイデアが事業化につながることを期待する」と述べた。

アイデアの受付に関する詳細や起業および事業化に興味のある女性は韓国女性発明協会 (02-538-2710) に問い合わせればよい。

漫画「知的財産で作り上げるデジタル強国」、4本の動画に制作

【第1話：アメリカが発明で全世界を席卷した理由（4分15秒）】

15世紀にルネサンスの花を咲かせたイタリアのベネチアで世界初の特許制度が始まり、その後、英国と米国が強力な特許保護を基に産業革命で主導的な役割を果たすようになった。韓国は制憲憲法に発明者の保護を規定し、1949年の「特許院」を初めに特許局と特許庁を経て、特許出願世界4位の神話を成し遂げた。

【第2話：アップルも敗北させた韓国企業がある（4分18秒）】

特許はもちろん、商標や営業秘密など、人間のあらゆる知的活動の産物を法律で守る時代になった。私たちの周りで商標権をめぐる争いが増加し、韓国企業が世界市場に進出するにつれて国際訴訟の当事者になることもしばしば発生している。知的財産は企業の売上増加と雇用創出、ひいては企業の盛衰を左右し、企業の存亡がかかった熱い争点になって久しい。

【第3話：自信満々の韓国知的財産物語（7分32秒）】

韓国の発明・特許の目覚ましい成長の原動力は、韓国民族の優れた発明DNAである。特許庁は審査と審判業務の他にも知的財産の創出、活用、保護強化を専担している唯一の政府機関として、最近、韓国が比較的に弱みを持っている保護の水準を高めるのに力を入れている。その理由は、同一の特許であっても保護水準の違いによってその価値が大きく違ってくるためである。

【第4話：デジタル時代に先駆ける方法（6分18秒）】

主要大国とグローバル企業は人工知能と新型コロナによるデジタルトランスフォーメーション時代を迎え、知的財産の確保に総力をあげている。韓国政府も素早く対応戦略を立て、多方面から韓国企業をサポートしている。

韓国特許庁は、国民が事例を中心に知的財産をわかりやすく理解し、政策に共感できるよう、アニメーションを制作したと発表した。今回の動画は昨年8月に出版した漫画「知的財産で作り上げるデジタル強国」がアニメーションに生まれ変わったもので、知的財産政策が国民にわかりやすく効果的に伝わることをサポートするために企画された。

動画は「遠い国隣の国」の著者イ・ウォンボク教授の絵をもとに、1本当たり5分前後の動画4本が制作された。1～2話では特許制度の由来から本格的な知的財産時代の到来を、3～4話では近年国内外で起きたさまざまな紛争事例と韓国政府の知的財産政策を紹介している。

すべての動画は、YouTube「IPストーリーセンターチャンネル」(youtube.com/ipstorycenter)で視聴することができ、クイズイベントが1月28日金曜日まで行われる。動画を視聴した人なら誰でもイベントに参加することができ、抽選で景品も与えられる予定である。

特許庁の国際知的財産研修院長は「国民が身近の事例を通じて動画を楽しむことで、短い時間で特許と知的財産の過去および現在を振り返り、未来に備えられる」ことに意義があると述べた。

## 2-6 電気自動車充電インフラ分野 IP 協議体の懇談会を開催

韓国特許庁 (2022. 1. 21.)

### 電気自動車充電インフラ特許創出 世界1位に向けて産業界と顔を寄せ合う

- ・世界的な電気自動車充電インフラ企業は競合他社より戦略的に先立って事業を運営するために、M&A および投資を活発に展開しており、米国と欧州で2017年からシェル、BP がニューモーション、チャージマスターをそれぞれ買収した。韓国では昨年、SK、現代自動車、ロッテがシグネット EV、韓国電気自動車充電サービス、中央制御をそれぞれ買収した。
- ・国家間の電気自動車充電インフラの技術力競争で遅れを取らないためには、特許権の確保が重要であり、特に電気自動車充電インフラの主要技術分野に対する特許を先取りするための産業界の関心が求められている。このような国内的な環境で、韓国企業は主要国での特許情報不足により困っていた。

韓国特許庁は1月24日月曜日午後2時に「電気自動車充電インフラ分野 IP (知的財産) 協議体の懇談会」を特許庁ソウル事務所で開催する。懇談会はカーボンニュートラルのコア分野である「電気自動車」の普及を拡大するための「電気自動車充電インフラ分野」の主要技術、産業および特許動向を共有し、政策の方向性を樹立するために設けられた。

「電気自動車充電インフラ分野 IP 協議体」は、大企業、中小企業、スタートアップおよび政府出捐研究機関など、韓国国内の電気自動車充電インフラ分野多出願企業 12 社を中心に構成された協議体である。特許庁は協議体を通じて世界の電気自動車充電インフラの特許動向などを産業界と持続的に共有し、大・中小企業および研究機関間の有機的な協力を通じて電気自動車充電インフラ産業の育成を積極的にサポートしていく予定である。

ここ 10 年間（2010～2019）全世界の電気自動車充電インフラの主要技術（※）分野に対する世界の特許出願は年平均 14%増加している。

※電気車充電インフラの主要技術：超高速充電、双方向充電、充電インフラ管理、充電制御、充電料金決済、バッテリーモニタリング技術

韓国の出願は 2015 年を基点として年平均 12%の高い増加率を見せており、出願量では 2016 年から米国と日本を超えている。2019 年の年間出願量（265 件）は、中国（1,436 件）に次いで世界 2 位を保っている。

特許庁の電気通信技術審査局長は「電気自動車充電インフラは電気自動車時代に備える基盤産業で、急増する世界の充電インフラ市場を確保するためには、コア技術の開発とともに優秀な特許を先取りすることが何よりも重要だ」と強調し、「今後、特許動向などを共有し、企業の隘路事項を解決しながら、世界市場をリードできる電気自動車充電インフラ関連特許を創出できるよう支援を強化していく」と述べた。

## 2-7 「2022 年非対面分野創業企業（スタートアップ）育成事業」の創業企業募集公告（1.27～2.25）

韓国特許庁（2022.1.26.）

12 の政府機関、コロナ禍以降の時代を率いる非対面創業企業を探す

- ・非対面有望分野に関連する 12 の政府機関の協力により、所管部処が創業者を選抜し、最大 1 億 5,000 万ウォンの事業化資金と分野別政策に基づく特化プログラムを支援
- ・今年にはメタバースなど、非対面分野の新しい産業の流れを積極的に考慮してスタートアップを選抜し、計 300 社の事業化を推進
- ・参加希望の予備創業者やスタートアップの代表者は、K-Startup のウェブサイト（[www.k-startup.go.kr](http://www.k-startup.go.kr)）で申し込み（2月9日水曜日 14時～2月25日金曜日 18時）

韓国特許庁、中小ベンチャー企業部（以下、中企部）、保健福祉部（以下、福祉部）、食品医薬品安全（以下、食薬処）、教育部、産業通商資源部（以下、産業部）、農林畜産食品部（以下、農食品部）、国土交通部（以下、国土部）、文化体育観光部（以下、文体部）、科



学技術情報通信部（以下、科技情通部）、海洋水産部（以下、海水部）、環境部は、協力を通じて2022年「非対面分野有望スタートアップ育成事業」を推進すると発表した。

非対面分野はコロナ禍をきっかけに浮上してきたが、デジタル先端技術の高度化など、第四次産業革命の流れを反映する代表的な分野であり、コロナ禍以降も持続的に成長する新産業分野として脚光を浴びている。

そのため、中企部は昨年、非対面分野の有望なスタートアップを育成する専用の支援事業を新設し、さまざまな非対面分野の所管部処と協力体系を構築して各分野のスタートアップを選抜するとともに事業化の支援を推進してきた。

今年の事業は総予算450億ウォン規模で、非対面分野の予備創業者およびスタートアップ計300社を12の政府機関が協力して発掘し、事業化を支援する計画である。

協力は、各政府機関が所管分野の政策方向性を反映してスタートアップを評価・選抜し、中企部の事業化資金（1社当たり最大1億5,000万ウォン）とともに分野別に各政府機関の専門特化プログラムを提供する形で行われる。

特に、中企部と各協力部処は、今年の事業を通じて、最近注目されているメタバースなどの非対面関連新産業の流れを積極的に考慮してイノベーションスタートアップを選抜し、事業化を支援する計画である。

【2022年非対面分野別の協力部処】

大分野	細部分野	協力部処	大分野	細部分野	協力部処
医療	遠隔医療	福祉部	生活・消費	海運水産	海水部
	医療機器	食薬処		エコ	環境部
教育	デジタル イノベーション 教育	教育部	コンテンツ	融合メディア	科技情通部
	エドテック	産業部		非対面スポーツ	文体部
生活・消費	オンライン農・ 食品	農食品部	基盤技術	人工知能等	特許庁
	物流	国土部	ユーレカ	非対面 イノベーション 創業アイテム	中企部
	スマートシティ				

※各細部分野別スタートアップの選定・評価および事業化の支援は、各協力部処の推薦および中企部の評価によって指定された主管機関を通じて実施

以下は、各分野別の協力部処がスタートアップを選抜する方向性と主要支援プログラムである。

① 医療分野の協力部処：福祉部、食薬処

福祉部は、検査キットなどの医療機器からメタバース技術を活用した医療教育・研修・臨床プラットフォームに至るまでのさまざまな遠隔医療スタートアップを発掘し、事業化の段階別の臨床・許認可コンサルティング、分野別臨床医師とのネットワーキングなどの専門プログラムを重点的に提供する計画である。

食薬処は、人工知能（AI）、情報通信技術（IT）、メタバースなどの関連先端技術を活用した遠隔医療機器と体外診断医療機器を開発するスタートアップを重点的に選抜し、製品化実務教育、製品・サービスの認証取得コンサルティングなどの支援プログラムを運営する計画である。

② 教育分野の協力部処：教育部、産業部

教育部は、拡張現実（AR）と仮想現実（VR）、公共ビックデータ、人工知能などの新技術を活用して教育のデジタルトランスフォーメーションとイノベーションに貢献する教育コンテンツ、プラットフォーム関連スタートアップを発掘し、教育現場に事前に適用するテストベッドを提供するとともに教育現場の専門家によるコンサルティングも支援する計画である。

産業部は、エドテックと情報通信技術（ICT）の新技術（メタバースなど）を融合したスタートアップを優遇して選抜し、専門教育、メンタリング、投資家マッチング、B2B ネットワーキング、国内外マーケティングなどの個別型育成プログラムを提供する。

③ 生活・消費分野の協力部処：農食品部、国土部、海水部、環境部

農食品部は、モノのインターネット（IoT）、人工知能（AI）などの先端技術を活用した作物の栽培・供給等の非対面サービスを提供する有望スタートアップを選抜して技術評価、投資誘致プログラム、創業コンサルティングなどを支援する計画である。

国土部は、物流分野とスマートシティ分野の2分野を担当する。物流分野ではスマート自動化およびソリューション開発、物流・流通などの融合・複合生活物流サービススタートアップを選抜し、技術・認証コンサルティングおよび販路開拓などを支援する計画である。また、スマートシティ分野では、非対面技術で交通、環境等の多様な都市問題を解決するスタートアップを発掘し、ビジネスモデルの市場検証および需要者（企業・自治体）マッチング、スマートシティビジネスセンターへの入居などの後続支援プログラムも提供する予定である。

海水部は、仮想現実（VR）基盤の船舶建造工程シミュレーション、人工知能（AI）を活用した港湾自動化、水産物流通システムの改善など、海運・水産に関する新たな非対面サービスを提供するスタートアップを発掘し、企業広報およびクラウドファンディング誘致などの後続支援を推進する計画である。

環境部は、消費者と生産者を直接つなげるアップサイクル分野の非対面サービスなど、さまざまなスタートアップを発掘して会計などの創業教育、経営診断のようなオーダーメイド型メンタリング、投資誘致のためのコンサルティングなどを支援する。

#### ④ コンテンツ分野の協力部処：文体部、科技情通部

文体部は、ホームトレーニング、超実感型スポーツ中継などの非対面スポーツ体験と観覧のためのスタートアップを発掘してメンタリング、投資誘致などを支援する。特に、今年にはメタバース技術企業を優先して選定する計画である。

科技情通部は、仮想現実、人工知能、メタバースなどの情報通信技術（ICT）の新技术を活用したメディア・コンテンツ制作のスタートアップを発掘し、主要地域のスマートメディアセンターと連携した専門家メンタリング、投資誘致コンサルティングの提供など、融合メディアサービスの開発を体系的に支援する計画である。

#### ⑤ 基盤技術分野の協力部処：特許庁

特許庁は、人工知能（AI）、メタバース、データ活用などの基盤技術に関連する有望なスタートアップを重点的に発掘し、クラウドをはじめとするコンピューティング資源、学習データ、専門家によるコンサルティング、知的財産の創出を支援する予定である。

中企部の創業振興政策官は「非対面分野は多様な先端技術が活発に適用され、デジタル経済への転換を主導する分野」とし、「今回の事業を通じて韓国経済の成長エンジンとなる

イノベティブスタートアップが多く発掘されるよう、協力部処と有機的に協力していく」と述べた。

これと関連し、中企部は「ユレカ分野」を通じて特定の非対面分野に限らないイノベティブスタートアップを支援する。特に、今年はメタバース汎用技術（XR デバイス、メタバースプラットフォーム）、遠隔クラウドサービスなどの非対面関連新技術を活用したスタートアップを積極的に発掘する予定である。

一方、事業への参加を希望する予備創業者やスタートアップの代表者は、2月9日水曜日14時から2月25日金曜日18時までK-Startupのウェブサイト（[www.k-startup.go.kr](http://www.k-startup.go.kr)）を通じてオンラインで申し込むとよい。申し込み・受け付けの後は、各細部分野別の主管機関で書類評価と発表評価を経て、最終支援企業を選定する。

事業説明会は2月8日火曜日に創業振興院のYouTubeチャンネルを通じてオンラインで行われる予定であり、詳細はK-Startupウェブサイトの公告文から確認することができる。また、統合コールセンター（Tel. 1357）にも問い合わせできる。

## 2-8 「チャレンジ!Kスタートアップ2022」参加者募集統合公告（1.28）

韓国特許庁（2022.1.27.）

韓国国内最大規模創業コンテスト本格開始、今すぐチャレンジしましょう！

- ・11の政府機関が協力して計10の予選を運営し、統合本選と決選を経て今年最高の創業者20チームを選抜
- ・今年から国土交通部の不動産新産業リーグ、防衛事業庁の国防科学技術リーグなど、3つの予選を新設してより多様な分野の創業を促進
- ・統合本選の過程でネットワーキング、投資家マッチングなど、スタートアップに必要な支援を強化し、受賞チームへの後続連携支援プログラムも多様化

韓国特許庁、中小ベンチャー企業部（以下、中企部）、教育部、科学技術情報通信部（以下、科技部）、国防部、文化体育観光部（以下、文体部）、環境部、女性家族部（以下、女家部）、国土交通部（以下、国土部）、防衛事業庁（以下、防事庁）、山林庁は、11の部処が協力して開催する韓国国内最大規模の政府総ぐるみ創業コンテスト「チャレンジ K スタートアップ2022」を開始すると発表した。

「チャレンジ!K スタートアップ」は、2016年に中企部、教育部、科技部、国防部の4部処の協力で始まって以来、協力部処および予選が徐々に拡大し、2021年にはコンテスト開始以来最大規模の7,352チームが参加するなど、創業に志を持つ人々がイノベティブな創業アイテムを披露できる代表的な機会の場合として定着している。

「チャレンジ!K スタートアップ 2022」は、1月28日金曜日の統合公告を始めに8月まで部処別の予選が行われ、その後、予選を通過した創業者が競争する統合本選(210チーム)が続き、決選に進出する30チームを選別することになる。11月には最終ステージの決選を通じて今年最高の創業企業(10社)と予備創業者(10チーム)を選定することで2022年コンテストの最後を飾る。今年のコンテストは、昨年よりその構成と支援内容が一層豊富になった。

主要内容は次のとおりである。

① 参加部処と予選が拡大する。

今年から国土部の「不動産新産業リーグ」、防事庁の「国防科学技術リーグ」が新しく追加され、昨年に比べて1つの協力部処と1つの予選が増え、計11の部処が10の予選を運営する。

※2022年の参加部処および所管予選：中企部（イノベーション創業一般リーグ、クラブリーグ [新規]）、教育部・科技部（学生）、国防部（国防）、文体部（観光）、中企部・女家部（女性）、特許庁（知的財産）、環境部（環境）、山林庁（山林）+ [2022年新規] 国土部（不動産）、防事庁（国防科学技術）

これとともに、中企部は独自運営する「イノベーション創業リーグ」の下位リーグに「クラブリーグ」を新設し、創業中心大学（※）、初期創業パッケージ主管機関などの地域創業支援機関を通じてサークル・同好会などさまざまな形のチーム創業を促す。

※創業支援制度・インフラ、青年定住環境などに優れた大学を指定し、地域青年創業拡大の拠点の役割を遂行および成長段階別に（予備）創業者を発掘・育成（2022年2月に選定予定）

創業中心大学が圏域別（6つ）予選を主管して優秀チームを選抜する予定で、創業小会活動など、創業の裾野を均等に活性化し、創業支援機関間および圏域間のイノベーション創業競争を促すことができると期待される。

一方、2022年「チャレンジ!K スタートアップ」予選の全体的な現況は次のとおりである。

【各部処別予選（10）の現況】

所管部処	大会名	参加資格	予選別受賞者支援内容	受付期間
中企部	イノベーション創業リーグ (一般リーグ)	予備創業者、 7年以内の創業企業	・賞状、賞金 ・能力強化メンタリング支援等	4.1～ 5.16
	イノベーション創業リーグ (クラブリーグ)	初期創業パッケージ 主管機関（創業 中心大学含む）内 の創業サークル及 び同好会等	・賞状 ・先輩スタートアップメンタリ ング等	5～6月
教育部 科技部	2022 学生創業 有望チーム 300	予備創業者、7年以 内の創業企業中、 小・中・高校、学 校外の青少年及び 大学（院）生	・賞状、賞金 ・産学協力 EXPO 学生創業フェ スティバル参加等	3月
国防部	2022 国防スタートアップ チャレンジ	大韓民国現役軍 人、軍属	・賞状、賞金 ・能力強化メンタリング等	1.21～ 4.29 *陸海空 軍別に相 違
文体部	第13回観光ベンチャー事業 公募戦	観光分野の予備創 業者、7年以内の創 業企業	・事業化資金 ・観光特化教育及びコンサルテ ィング、販路開拓、投資誘致 の支援等	2.4～ 3.8 (予 定)
環境部	2022 環境創業大戦	環境分野の予備創 業者、7年以内の創 業企業	・賞金 ・創業教育、1:1メンタリング、 クラウドファンディング、投 資家ネットワーキング等	3月中
中企部 女家部	第23回 女性創業コンテスト	女性予備創業者、 5年未満の女性創業 企業	・賞状、賞金 ・BI創業保育、教育コンサルテ ィング、マーケティング、海 外進出支援等	3.14～ 4.15
国土部	不動産サービス産業 創業コンテスト	Proptech等、不動 産新産業分野の (予備)創業者	・賞状、賞金 ・事務空間及びメンタリング支 援等	2月～4 月 (予 定)

防事庁	国防科学技術を 活用した創業コンテスト	国防科学技術を活用した創業または事業化アイデアを持つ（予備）創業者	・賞状 ・試作品（MVP）制作支援、技術移転時に着手技術料免除等	5月
山林庁	第3回山林分野青年創業 コンテスト	山林分野に関心のある20・30代予備創業者、5年以内の創業企業	・賞状、賞金 ・創業キャンプ（専門家メンタリング及びインキュベーション支援等）	3月～4 月末
特許庁	知的財産スタートアップ コンテスト	知的財産を保有及び保有予定の予備創業者、7年以内の創業企業	・賞状、賞金 ・IRコンサルティング、官民後続支援事業連携等	3～6月

② コンテストの過程でネットワーキング、投資家マッチングなど、スタートアップに必要な支援を強化する。

統合本選から決選までの評価手続きを通じて、メンタリング、先輩創業者とのネットワーキングなど、創業者が創業アイテムを具体化する上で役立つプログラムを運営する。特に、今年からは統合本選への進出チームを評価する際にベンチャー投資家に評価を依頼することで、決選に進出する前から投資家マッチングの機会が与えられるように運営する計画である。

③ 決選受賞チームに対する後続支援が強化され、多様化する。

「チャレンジ！Kスタートアップ」決選受賞チームが予選、統合本選を経て激しい競争と専門的評価により選定される点を考慮し、後続支援をより容易に受けられるよう連携水準を強化する。決選進出チームに対しては、次年度創業事業化（予備-初期-飛躍パッケージ）書面評価を免除し、決選大賞受賞チームに対しては、発表評価まで免除し、当該事業の基本参加要件（業歴など）を満たした場合にはすぐに選定されるよう支援する計画である。

※事業化連携支援規模：（2021）20チーム→（2022）30チーム

※大賞受賞者に対する事業化連携支援：（2021）書類評価の免除→（2022）書類・発表評価の免除

この他にも、COMEUP STARS、海外展示会支援事業の評価免除など、創業企業のグローバル進出に向けた連携支援も新設する。

中企部の創業振興政策官は「チャレンジ! K スタートアップは単に賞金を受け取るためのコンテストというよりは、コンテストの過程を経て成長できるチャンスという面で意義深い」とし、「さまざまな分野におけるイノベーションスタートアップの多くの参加を期待している」と話した。

「チャレンジ! K スタートアップ 2022」への参加を希望する（予備）創業者は、K スタートアップ（K-Startup）のウェブサイト（[www.k-startup.go.kr](http://www.k-startup.go.kr)）に掲載された統合公告文と予選参加部処別の詳細募集公告を確認し、リーグ別の受付期間に合わせて申し込みをよい。

## 2-9 韓国特許庁、「全国民アイデアコンテスト」を開催

韓国特許庁（2022. 1. 28.）

自分ならではのアイデア、「アイデア路」で誇りましょう

韓国特許庁は、全国民のイノベティブなアイデアの提案を促し、アイデアの活発な取引環境を整えるために、「全国民アイデアコンテスト」を2月1日から11月30日まで開催すると発表した。

今回のコンテストはアイデア取引プラットフォーム（[www.idearo.kr](http://www.idearo.kr)、以下「アイデア路」）で開催され、大きく団体分野と個人分野に分けられ、各分野別に3つの部門ずつ計6つの部門で行われる。

※（団体）一般チーム、家族チーム、友達（同僚）チーム / （個人）大人、大学（院）生、中・高校生

特に、今年は質の良いアイデアがより多く提案され、取引されるよう、コンテストの参加資格、授賞者数などを昨年より拡大した。

※ [参加資格]（2021年）大学生、大学院生 → （2022年）全国民

※ [授賞規模]（2021年）16件 → （2022年）30件

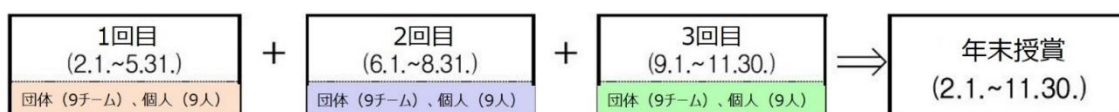
参加者は「アイデア路」で企業が提示した課題に対する解決案を提案するか、本人のアイデアを販売することができ、自分のアイデアを無償で他人に共有するなど、さまざまな活動を行うことができる。活動実績が優秀な場合は特許庁長賞などの年末授賞だけでなく、計3回にわたって褒賞が与えられる。また、授賞とは別に、本人のアイデアを必要とする企業と取引して取引代金を得ることもできる。



年末授賞の場合、「アイデア路」で活動した実績を集計して成績優秀賞 18 件（特許庁長賞 2 件含む）と特別賞 12 件の計 30 件を授賞し、約 1,400 万ウォンの賞金と副賞を支給する予定である。特に、年末には取引の有無に関係なく参加者（チーム）別にアイデアの申請（1 チーム（人）当たり 1 件）を受け付け、評価を通じて優秀アイデアを選定し、別途に授賞（計 6 件）する予定である。

区分		授賞数	賞金（万ウォン）
成績優秀賞	団体分野（特許庁長賞含む）	9	計 750
	個人分野（特許庁長賞含む）	9	計 340
特別賞	（団体/個人）最多提案賞、 最多取引賞、最高金額賞	各 3	副賞（計 90 万ウォン相当）
	（取引有/無）優秀アイデア賞	各 3	副賞（計 200 万ウォン相当）

また、随時褒賞の場合、各回別の実績が優秀な団体分野 9 チームと個人分野 9 人を計 3 回にわたってすべての部門別に選抜き褒賞する。



参加の申し込みは「アイデア路」で会員登録の上、コンテスト期間内に参加申込書を電子メール（idea@kipa.org）で提出すれば良い。

※詳細は韓国発明振興会の知識財産取引所（02-3459-2816、2728）まで問い合わせるか、「アイデア路」のお知らせから確認可能

特許庁のアイデア取引担当官は「今回のコンテストを通じてさまざまなアイデアが提案され、取引されるなどのアイデア活動が促進されることを期待している」とし、「企業が直面している問題を国民のクリエイティブなアイデアで解決できるきっかけになってほしい」と述べた。

### 模倣品関連および知的財産権紛争

※今号はありません。

## デザイン（意匠）、商標動向

※今号はありません。

## その他一般

### 5-1 物流ロボット関連特許出願ここ5年間年平均29%増加

韓国特許庁（2022.1.27.）

もはやロボットが出前もする！

- ・コロナ禍以後、オンラインショッピングと非対面で料理の出前を頼むのはもはや日常になった。増え続けている出前注文と配送に対応するために、最近、非対面出前ロボットまで登場した。
- ・物流が企業のコアコンピタンスになっている中、アマゾンや DHL などは競争力を確保するために、物流ロボット技術の導入を急いでいる。市場調査および分析企業の「ABI Research」によると、「2021年から2030年まで全世界の物流倉庫ロボット市場は年平均23%以上増加し、2030年には60兆ウォンを超えると予想されている。

韓国特許庁によると、物流ロボット関連特許出願の規模はここ5年間（2016～2020）年平均29%と着実に増加している。物流ロボットの類型別には、物流倉庫用選別（ピックアップ）・積載ロボットが118件（50.4%）、無人配送用ロボットが116件（49.6%）出願されており、特に無人配送用ロボット分野は2018年以降毎年67%ずつ急増していることがわかった。これは、非対面サービスが拡大し、各種物流の無人配送要求が増加するに伴って自動運転と人工知能技術を融合させた無人配送技術の開発が活発であるためとみられる。選別（ピックアップ）・積載ロボットの出願は最近になって大幅に増加している。物を単純に取り上げて運ぶ機能から、物を分類し包装する機能に拡張され、関連技術の開発が激しくなっているものと見られる。

出願人の類型別に見ると、韓国出願人は78%と、海外出願人（22%）より大きな割合を占めているため、韓国企業も技術開発に多大な関心を持っているものと考えられる。韓国出願人は、中小企業が32%（76件）、大企業22%（52件）、大学・研究所15%（36件）、個人8%（19件）の順であり、大企業は出願が伸び悩んでいる中、中小企業の出願は2018年以降年平均90%増加していることがわかった。特に、無人配送用ロボット関連中小企業の出願が増えており、韓国国内の中小企業は無人配送分野の技術開発に集中しているものと見られる。

特許庁の知能型ロボット審査課審査官は「物流ロボット技術は新たな技術との融合により大きく成長している」とし、「大企業は包装、分類、積載など、物流の前半技術に、中小企業は配送など、物流の後半技術により焦点を当て、コア技術を開発し特許を確保していけば、韓国企業にも多くの機会が与えられると見られる」と述べた。

過去のニュースは、<https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/> をご覧下さい。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム（電話：+82-2-3210-0195/FAX：+82-2-739-4658、e-mail：[kos-jetroipr@jetro.go.jp](mailto:kos-jetroipr@jetro.go.jp)）までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただけますようお願いいたします。

[https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag\\_id=3665](https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag_id=3665)

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます)により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム